

大阪市児童虐待事例検証結果報告書

令和8年2月

大阪市児童福祉審議会
児童虐待事例検証第2部会

本報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに十分配慮した取扱いをお願いします。

はじめに

大阪市において発生した、令和6年の幼児死亡事例について、大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証第2部会（以下「検証部会」という。）において検証を行い、報告書を取りまとめた。

本報告書では、プライバシー保護の観点から個人が特定されないよう配慮した上で、今後このような痛ましい事例の発生を防ぐため、検証を通して見えてきた問題点と課題を整理し、再発防止に向けた提言として取りまとめている。

本報告書をもとに、児童虐待防止の取組が更に強化され、こどもの福祉の向上に活かされることを切に願うものである。

1 検証の目的

本検証は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に基づくこども家庭庁の通知を踏まえ、児童虐待によりこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握や発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を講じることを目的として実施するものであり、関係者の処罰や批判、責任追及を目的とするものではない。

2 検証の方法

本検証は、検証部会において関係機関から提供を受けた記録、関係機関へのヒアリング等で入手した情報をもとに行った。

目 次

1	事例の概要	・・・・・・・・・・	1
2	事例の経過と関係機関の対応	・・・・・・・・・・	1
3	問題点・課題の整理と再発防止に向けた提言	・・・・・・・・・・	7
4	付言	・・・・・・・・・・	12
大阪市児童福祉審議会	児童虐待事例検証第2部会	運営規程	・・・・ 13
大阪市児童福祉審議会	児童虐待事例検証第2部会	委員名簿	・・・・ 15
大阪市児童福祉審議会	児童虐待事例検証第2部会	審議経過	・・・・ 16

事例 幼児死亡事例（令和6年発生）

1 事例の概要

父から児童虐待ホットライン（以下「ホットライン」という。）に預かり相談があった。こども相談センター（以下「こ相」という。）職員（児童福祉司）が父に電話をかけ預かり相談対応として状況を確認していたが、途中で父から切電された。その後、こ相職員から電話をかけ2度父に繋がるものの、父は「心中しようと思いレンタカーで移動中」と言い、こ相に来所するよう促すも応じなかった。以後、電話が繋がらなくなったため、管轄の警察署（以下「警察署」という。）に相談し、父子の居所確認を依頼した。同日夕刻、こ相職員が家庭訪問したが応答なく、その後、父に何度か電話をしたが繋がらなかった。

翌日、警察署からこ相に、山中で父が借りたレンタカーが見つかったと連絡があり、その後、身元は不明だがおそらく本児らと思われる死亡している父子が発見されたとのことであった。

【家族構成】（年齢は事例の発生時）

父(50代)、本児(5歳)

2 事例の経過と関係機関の対応

父母の生育歴	【父】 高校を中退後、営業職で働くが不景気で退職。その後はアルバイトを転々とする。 【母】 本児出生2か月前に父宅に転入。
本児出生2か月前	・母が他市から父宅へ転入。この時、父母未入籍。要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に、若年妊娠等により特定妊婦として登録し、要対協実務者会議を実施。
本児出生1か月前	・区役所にて個別ケース検討会議を実施し、出産時の対応について検討する。
生後0日	・本児出生。
生後3日	・区役所にて産後ケア事業導入時会議を実施し、デイケアを導入する。
生後10日	・父母で婚姻届と本児の出生届を提出。
生後1か月	・警察署からこ相へ臨場要請。前夜、母が警察署に父からの暴言を理由に母子で避難を希望。父は母と本児の分離保護に同意したため、本児をA乳児院に一時保護委託。
生後2か月	・父がこ相にて面接。父の生育歴、母と知り合った経緯、現在の生活状況について聞き取る。「愛情を持っており育てたい。」と話す。 ・後日、父母の関係が悪化、母が家を出る。

生後 3 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・協議離婚成立。父が「親権者」となる。 ・こ相職員が家庭訪問にて状況確認を行う。父は本児が可愛いと述べる。父は月 1 回精神科通院。 ・母が実家へ転出し、父子世帯となる。 ・こ相にて父子面会。父は本児を引取りたいと話す。
生後 4 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・こ相にて援助方針会議を実施。外泊を実施し、見守り体制を整えたうえで家庭引取りをめざす方針となる。
生後 5 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・こ相にて父子面会后、父と面接。家庭引取りに向けて説明、父了承する。 ・本児、A 乳児院に措置入所。父から施設入所の同意書受領。
生後 7 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・こ相職員が家庭訪問。父は「A 乳児院で人と関わる機会は本児にとっていい経験。」「職員と話して勉強になる。」「外泊は楽しい。」と話す。
生後 8 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・本日から外泊、こ相職員と区職員が家庭訪問。父は「早く引取りたい。」と話す。 ・A 乳児院からこ相へ、父が本児を施設に戻すことを拒否していると報告。
生後 9 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・こ相職員が家庭訪問、生活状況を確認する。 ・こ相職員が父のかかりつけの B 精神科へ病状照会。月 1 回の通院・服薬はきちんと続けている。症状は安定、病状的に育児に配慮する点なし。 ・同日、区職員が家庭訪問。室内は整理され掃除も行き届いている。 ・区役所にて個別ケース検討会議を実施し、措置停止のうえ保育所入所のタイミングで措置解除の方針を確認。 ・こ相にて援助方針会議を実施。同日より措置停止とする。措置停止中はこ相職員の家庭訪問、区職員も関わっていくことを依頼する。 ・本児が自宅の浴槽で溺水事故を起こし救急搬送され、病院へ入院。父が夕方の入浴時に浴槽に湯を溜め、本児を椅子に座らせて 5 分ほど目を離し、戻ると椅子と本児が横倒しになっており息をしていなかった。父が自力呼吸を回復させた後、救急車を呼び病院に搬送された。 ・翌日、父からこ相へ上記内容を連絡。区役所からも情報共有の連絡あり。
生後 10 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・本児が退院。 ・こ相職員が家庭訪問、事故の起きた状況を確認。 ・こ相にて援助方針会議を実施。措置解除、継続指導 6 か月。月 1 回家庭訪問し養育状況の確認と今後起こりうる危険なことを指導していく方針とする。 ・こ相職員が家庭訪問。父は土日は区役所などが閉まっている不安からしんどくなることがあると話す。
生後 11 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所にて個別ケース検討会議を実施し、入所予定の C 保育所へ説明を行う。同日付けで措置解除。 ・本児、C 保育所に入所。A 乳児院にて父子で退所手続き。その際に、本児の頬に青痣があり、父が見ていない時にベビーベッドで打ったと思うことを話す。 ・こ相職員が家庭訪問。父は「C 保育所を休ませ、体調が良くなった。」と話す。
1 歳 0 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・父が 189 経由でホットラインへ電話。父から「精神疾患で本児の世話がしんどい。」と相談があり、本児を D 乳児院に一時保護委託。
1 歳 1 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・こ相にて父子面会。父は「保育所のことやしんどくなった、今は本児に会いたくて仕方がない。」と話す。 ・本児、一時保護解除。引き続き継続指導。
1 歳 2 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員が家庭訪問。室内は清潔、本児は元気。父は「本児は C 保育所に通所しているが、預けた後にしんどくなる。」と話す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ C 保育所からこ相へ、父が主治医と喧嘩別れし落ち込んでいたと報告。 ・ 要対協実務者会議を実施（レベル E）。 ・ 父がこ相職員に体調不良を相談。こ相職員が乳児院を調整し家庭訪問。その後、本児を D 乳児院に一時保護委託。
1 歳 3 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相にて援助方針会議を実施。保育所通所のプレッシャーから、父が保育所との関係を断ち一人で抱えこみ、養育への自信を失う。本児 D 乳児院に措置入所。
1 歳 4 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相にて父子面会。本児を預けて初めて「死にたい。」と思うようになり自己嫌悪に陥っていることを話す（本児の D 乳児院入所のため要対協登録終了）。
1 歳 5 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相にて父子面会。父は「身体を早く治して仕事をして、本児を迎えに行きたい。」と話す。
1 歳 6 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相にて父子面会。父は「仕事を早く見つけて保育所を申込み、本児を引取りたい。」と話す。
1 歳 7 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相にて父子面会。父は「就労移行支援事業所に通い始めた。」と報告。帰宅した父から電話、「今の D 乳児院が合わないので家庭引取りを望む。」と話す。 ・ こ相職員が家庭訪問。父は終始穏やかで「ヘルパーを頼りながら二人で生活したい。」と話す。 ・ 区役所にて個別ケース検討会議を実施。父は E 相談支援事業所との関係良好。今後、外泊対応の方針とする。 ・ こ相から区役所へ、家庭訪問の協力依頼、2 日後からの長期外泊を報告する。同日、父へも報告。 ・ 父に報告した 2 日後に本児、長期外泊開始。 ・ 区職員が家庭訪問にて生活状況を確認。
1 歳 8 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相職員が家庭訪問。生活状況を確認。
1 歳 9 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相職員が家庭訪問。父は落ち着いており特に問題がなく、本児の表情も明るい。こ相から区役所へ訪問時の状況を共有。区役所からは、先日、父が区役所で職員に対し、大声で怒鳴る場面があったことを報告。 ・ 区職員が家庭訪問。本児は父の膝の上や動画を見ながら遊ぶ姿ある。父はかかりつけ医を変更。体調やや良好。 ・ こ相職員が家庭訪問。父は本児の家庭引取り希望。
1 歳 10 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相にて援助方針会議を実施。同日付け措置解除。保育所入所が決まるまで継続指導 6 か月とする。要対協登録と個別ケース検討会議を関係機関に依頼する。 ・ 区役所にて個別ケース検討会議を実施。 ・ 区役所からこ相へ「E 相談支援事業所が家庭訪問した際、『父の落ち込みが激しく新しい機関が入るとしんどい様子』と連絡があった。」と報告。
1 歳 11 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ E 相談支援事業所が家庭訪問。父、保育所利用希望。 ・ 要対協実務者会議において「レベル E」で新規登録。
2 歳 0 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相職員が家庭訪問。担当者変更の報告と生活状況を確認。父から保育所入所の申込と父の精神疾患について報告を受ける。
2 歳 1 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所にて個別ケース検討会議を実施。保育所入所前に関係機関と協議。F 保育所へ父についての説明を行う。 ・ 本児、F 保育所に入所。
2 歳 3 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父から E 相談支援事業所へ相談があり、F 保育所経由でホットラインに連絡。体調不良のため本児を G ファミリーホームに一時保護委託開始。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6日後、こ相にて援助方針会議を実施し、本児一時保護を解除する。 ・ 父がF保育所へ、他児の着替えなどが何度も混ざっており我慢ができないと怒鳴り込む。 ・ 父が区役所でF保育所の退所手続き、新規保育所に入所申込を行う。 ・ 要対協実務者会議を実施（レベルE）。 ・ 区役所にて個別ケース検討会議を実施。本世帯対応の留意点、在宅支援の是非、支援方針等を協議。こ相の継続指導延長。
2歳4か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本児、H保育所に入所。
2歳6か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こ相での継続指導を終了。要対協における主担を区役所に変更。
2歳7か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所にて父子で、H保育所の退所手続きを行う。父は「体調不良で延長保育を依頼すると毎回時間を確認されることが不満。」と話す。 ・ 要対協実務者会議を実施（レベルE）。
2歳10か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ I保育所に内定していたが、入所手続きに必要な本児の診断書を要求され、父が不満を抱き内定を辞退。
2歳11か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協実務者会議を実施（レベルE）。 ・ 父内定している保育所の入所手続きの書類の多さに自信を無くし辞退。
3歳1か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本児、J保育所に入所。 ・ 父からJ保育所へ電話で対応についての苦情を述べる。 ・ E相談支援事業所が訪問。父は、J保育所の対応がしんどいと訴える。
3歳3か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協実務者会議を実施（レベルE）。 ・ 区役所に父子来所し、J保育所への苦情と本児の発達相談を行う。
3歳4か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父から要請を受けE相談支援事業所が家庭訪問。父は子育ての様々な疑問を話し続ける（同月中旬からJ保育所を休む）。 ・ こ相職員から父へ状況確認のため電話。父は「問題は解決した。本児のおむつが取れないことなどに悩んでいた。今は父の体調も落ち着いている。」と話す。 ・ J保育所への登所再開。
3歳6か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父子で3歳児健診のため区役所へ来所し、父が不安やいらだちを話す。 ・ 父がJ保育所に、連絡ノートを使い切った後に次のノートを渡してもらえなかったことに立腹し、退所の意思を伝える。 ・ 父子で区役所へ、J保育所の退所手続きに来所。父の服薬状況や今後の生活設計等2時間にわたり面談。当初、父は「来年、保育所がダメなら里親に託し、自殺を考えている。」と告白するが、対話により「すっきりした。」と話す。本児は父との関係が良好な様子で、別室にて楽しく遊ぶ。
3歳7か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協実務者会議を実施。本児は父が度々関係機関職員に激昂するところを目撃等していることから、レベルEからレベル心理Dに変更。 ・ こ相職員が家庭訪問。本児は保育所を辞めたことで生活リズムが崩れている様子。父は同年代との交流の必要性を理解し、保育所の申込中、と話す。
3歳8か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父子で区役所へ来所。父の気持ちに波があること、本児のトイレトレーニングや偏食に悩み、発達検査結果で諦めがつくと話す。 ・ こ相職員から父へ検査結果説明（区役所も同席）。所属を作るなどの環境調整が本児の力を伸ばすことにつながると助言、父は理解を示す。
3歳10か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協実務者会議を実施（レベル心理D）。
3歳11か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本児、K保育所に入所。 ・ 父から区職員へ、保育所の対応に立腹しK保育所を辞めると連絡があったため、K保育所に同行し面談。継続利用に落ち着く。

	<ul style="list-style-type: none"> ・父が区職員へ電話し、K 保育所の悪口を言い続ける。
4 歳 0 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・父が K 保育所に「保育所の対応不備により退所する。」と連絡。
4 歳 1 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員も同行し、K 保育所で父と話し合うも、父の気持ちは変わらず。K 保育所の退所手続きと新規入所の申込を行い、後日 K 保育所を退所。 ・要対協実務者会議を実施（レベル心理 D）。 ・父と区職員が L 保育所の入所書類を作成していたが、記載の質問内容が気に入らず内定を辞退。
4 歳 3 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・本児、M 保育所に入所。
4 歳 4 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員が家庭訪問。室内は整頓され衛生状態も良好。本児、M 保育所に機嫌よく登所。父は「体調不良で登所がしんどい時もある。」と話す。 ・要対協実務者会議を実施（レベル心理 D）。
4 歳 6 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・父が登所時に、進まないトイレトレーニング等に M 保育所へ大声で苦情。本児は怯えた様子で部屋にいた。その後、所長と担任の 2 人で家庭訪問。父は保育所への不満を言い続けるも最後は落ち着く。 ・その後、元気に登所。排泄の失敗がなかったことを父へ伝えると嬉しい様子。父は比較的穏やかに保育所の送迎が出来ている。
4 歳 7 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協実務者会議を実施（レベル心理 D）。 ・区職員が家庭訪問。室内は整頓され衛生状態問題なし。本児は M 保育所に 2 学期はほぼ登所。父は病院に継続して通院中。
4 歳 8 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・M 保育所での個人懇談を実施。父は子育ての経験がなく常に迷っている様子。
4 歳 10 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・登所時に本児のおでこが赤かったため、本児に尋ねると「パパに昨日の夜に怒られた、時計をつけなかったから。」と話し、迎えの時に父に尋ねると「そうでしょ、どこかでぶつけたみたい。」と話した。 （区役所には月末に一括で報告したため翌日の要対協実務者会議には伝わっておらず） ・翌日、要対協実務者会議を実施。本児の登所順調、父と M 保育所の関係も良好で状況把握もできているため、前回のレベル心理 D からレベル E に変更。
4 歳 11 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員が家庭訪問。父は「体調に波があり、土日など育児がしんどい時がある。」「N 精神科を受診しているが、待ち時間について窓口で怒鳴ってしまい、今後は別の病院に切り替えたい。」と話す。 ・M 保育所が本児の臀部左側に 2 か所青痣を確認したため、区役所に報告。 ・M 保育所が左足付け根に小さい青痣を確認したため、先日の痣と合わせ父に確認すると「公園で打った。」、本児も「公園で転んだ。」と話す。区役所に報告。 ・区職員が家庭訪問。父から M 保育所が新年度で体制が変わったことによる不満が出たが、助言すると納得していた。
5 歳 1 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・検尿提出の朝、M 保育所の連絡アプリへ父から「おしっこが出ずショックで死にたい。」と連絡があったため、所長が家庭訪問し本児を連れて登所。父は迎え時には落ち着いていた。本児の額と首に傷があったが、父の精神状態を考慮し当日の確認は行わず。 ・後日、父へ本児の額と首の傷について確認すると「知らなかった。」と話す。 ・本児が左肘をケガして登所したため、担任が父に確認すると「公園で転んで擦りむいた。」と話し、本児も同様の説明をした。

5歳2か月	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡時に本児の頭頂部に10円玉サイズの円形脱毛症を確認したため父に確認すると「いつからか不明。」と話す。 ・子育て関連イベントに父子で参加していたため、区職員が声をかけた。父は「通院先を変え週1回通院している。」と話す。本児は新しいワンピースを着て喜んでた。 ・M保育所で、本児がプールの用意を嬉しそうに持っていたので、父に話をする。父もとてもにこやか。 ・要対協実務者会議を実施(レベルE)。本児の登所は安定。参観の時、本児をかわいがっている様子が見られた。 ・パンツを新しく買ってもらい、嬉しそうだった本児の様子を父に伝えると、父も嬉しそうだった。
-------	---

○事例発生時のこ相の対応記録

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・正午過ぎ、父からホットラインへ「私が死ぬことばかり考えて子育てがしんどくてできない。心中や自殺も考えているので、そうなる前に本児を引き取ってもらいたい。」旨の相談があった。こ相へ引き継ぐため、一度切電し日直者から折り返すことを説明し、父は納得。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相職員から父に電話。父から預かり相談として状況を確認する中、急に父の口調が変わり「もうしんどい。話すだけで預かってもらえないのであれば電話を切る。」と言い出す。こ相職員から「預からないとは言っていない。」と伝えたが、父は「もう出ない。」と言い切電。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相職員から時間をおいて父へ電話。父が応答し「レンタカーを借りて出てきた。」「こどもも連れてくる。どこかで心中しようと思って。」と話す。こ相職員から「これからセンターに来てもらえないか、預かる。」と伝えるが「もういいです。」と切電。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相職員から父に電話。父は「遠くに来ている。」と話す。こ相職員から再度「センターへ来てほしい、預かる。」と伝えるも「もうそんなごみごみしたところには行けない。」と言い切電。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相職員から父に電話するも通話中音(計7回)。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相から警察署に連絡し協力要請。状況を伝え、これから家庭訪問を行う予定だが、警察で居所確認ができないか検討を依頼。
<ul style="list-style-type: none"> ・夕方、こ相職員が家庭訪問。3回呼鈴を鳴らすが無応答。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相職員から父に電話するが繋がらず(計4回)。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相から警察署へ電話。府警察本部と連絡を取りながら、レンタカーの特定を急ぐなど、捜査に当たるとのこと。

○事例発生翌朝のこ相對応記録

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・警察署からこ相に電話、「レンタカーが発見されている。」とのこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・こ相が警察署に状況の確認のため電話、「身元は不明だが、おそらく本児らと思われる死亡している父子が発見された。」とのことだった。

3 問題点・課題の整理と再発防止に向けた提言

本事例は、ひとり親の父が精神疾患等の困難を抱えながらも、初めての子育てで、実子でない本児を懸命に養育してきた中で発生したものである。こ相、区役所、当該保育所は、父に寄り添いながら、子育ての悩みや相談対応、一時保護などの子育て支援を積み重ねていた。

具体的には、父の性格行動として、困った時に助けを求めるものの、質問などをされると敏感に反応し、拒絶されたと感じて激昂し、声を荒げることが度々あるという点が確認されており、保育所も複数回変わっていた。父と直接の関わりを持つ区役所や当該保育所では、父に支援的に関わり刺激しないよう丁寧な対応を行うことで、本児の登所状況等を安定させることができていた。しかし、区役所において、父は一定落ち着いた状況にあると捉えていた最中に、突然父からホットラインに連絡があり、最終的に親子心中という残念な結果となった。

本事例に関しては、関係機関で連携して対応を進められてきたところではあるが、親子心中という重大な事案が発生したことを踏まえると、親子心中を抑止できたか否かを問わず、この事例から得られることを教訓として今後の支援に活かすことが必要であると考える。

こうした観点から、こどもと家庭の情報の集約・共有やアセスメントの見直し、父の特性を踏まえた支援と医療機関との連携に関して、再発防止に向けて提言を行う。

(1) 要保護児童対策地域協議会での情報集約と共有

□問題点・課題

ア 要保護児童対策地域協議会への情報集約

保育所における見守り対応においては、特に気になる点がない場合は月末に1か月間の様子を報告しているが、家庭での痣や傷を確認した場合や、登所が途絶えた場合には、速やかに要対協に連絡を行うこととなっている。しかしながら、事例発生4か月前の傷に関する報告は月末には行われたものの、受傷翌日に開催された要対協実務者会議では情報が共有されていなかった。背景事情として、本事例における父は、当初、保育所の対応に激昂するなどして、短期間での入退所を繰り返しており、当該保育所入所直後も不満が爆発する場面が見られた。しかし、当該保育所で丁寧な対応を重ねたことで、次第に父の様子が変化し、当該保育所職員の言動に対して被害的に受け取るようなことがなくなり、また、子育てに関して前向きな発言をするなど精神的に安定した状況が見られ、当該保育所へ継続的に登所するようになっていた。このような事情から、所長判断で経過観察との評価を行い要対協には速やかに報告をしなかったようである。

所長の評価自体は1つの意見として理解できるが、要対協登録児童に関しては、本来的には他機関の意見も踏まえて要対協で評価を決定すべきであるため、保育所で把握した事実については、保育所内だけで情報を留めるのではなく、要対協に報告して情報共有を行うべきであった。

イ 個別ケース検討会議の活用

保育所において確認された痣や傷は、上記アの報告以降、当日もしくは翌日に区役所に対して負傷部位の写真をその都度添えて報告が行われていたが、個別ケース検討会議

は開催されなかった。関係機関間での細やかな情報共有やそれに基づく意見交換がさらに必要であった可能性がある。

ウ 見守り機関

当時、本児の家庭の見守りを行う機関は保育所のみであった。父は長期間にわたり医療機関に通院していたが、通院する病院との連携について、父の同意を得る等の働きかけを行っていなかった。

障がい福祉サービスの再度の利用については、父は消極的であったこと、そもそも父自身が几帳面な性格で、部屋を綺麗に保ち、服薬管理もできており、在宅支援、訪問看護の導入の必要性が乏しかったこと等から、区役所は父に対して強く勧めることはしていなかった。

その結果、見守りを行う機関は保育所のみとなり、父の自宅での様子の変化等を把握できるルートが他になく、適時の情報収集を行える体制になっていなかった。

■提言

ア 要保護児童対策地域協議会への情報集約

(7) 要対協の意義は、情報や考え方を共有して関係機関が連携して対応していくことにあり、その表裏の関係として、担当者の孤立化・抱え込みによる疲弊や悪循環に陥ることを防止することにある。一機関が把握している情報だけでは大きな問題に発展するリスクは必ずしも大きくないと評価される場合であったとしても、他機関の情報を合わせて考慮した場合にはリスクが大きいとの判断に至る可能性も考えられる。また、他機関からの異なる視点による指摘から見守り方法等に新たな方策が得られることもありえる。

要対協登録児童については、見守りを行う機関が単独で安全性や緊急度を判断することがないよう、些細なことのように思えても、怪我等の状況変化の可能性を示唆する事実があれば要対協に適宜報告し、関係機関それぞれが持つ情報を集約して判断することを徹底する必要がある。

この点について、養育者と直接関わっている支援者においては、養育者との良好な関係を壊さないことを優先して対処するケースが見受けられるが、受容的に関わることと事実の情報共有とは両立すべき事柄であるため、リスクとなりうる情報は適切に要対協に報告するよう、養育者との関係性とは切り離して考える必要があることに注意してほしい。

(4) 見守り支援に際しては、どのような事態が発生した時に関係機関が集まって議論するのか、共有すべき具体的な状況や情報に関して要対協であらかじめ決めておくことが望ましい。

イ 個別ケース検討会議の活用

個別ケース検討会議は、養育者の健康状態や家庭の状況を把握し、状況の悪化が懸念

される場合に開催されることが多い。本事例のように唯一の見守り機関が保育所で、父の個人的な感情で保育所を複数回変わるなど事態が停滞し、アプローチ方法を再考する必要がある場合や父との関わり方に難しさを感じた場合などでも、関係機関での協議や専門家の助言を得るため等の目的で開催を検討することが望ましい。

ウ 見守り機関

見守り機関が1か所の場合、当該機関において全てのリスク要因の変化を網羅できているかを確認し、不足している場合には、それ自体をリスクの1つと捉えた評価をするとともに、他機関からも情報収集等ができる体制整備を常に意識しておく必要がある。

(2) 要対協での情報に基づくアセスメントの見直し

□問題点・課題

ア アセスメントシートの活用

事実関係や父の性格・行動の特性を踏まえて、客観的にアセスメントシートを作成すべきところ、「養育者の性格・行動」欄のチェックは不十分なものであった。

当該保育所入所に至るまでを含む全体のエピソードとその経緯や、こどもにとっての養育環境を踏まえた評価としては十分ではなかった。

イ アセスメント評価の見直し

要対協実務者会議では、虐待レベルに応じて見直し頻度を設定し、その都度、支援方針等の検討を行っており、本事例においても、定期的な情報共有を行っていた。しかし、痣や傷があったにもかかわらず、アセスメントシートのリスク評価は低いままで推移し、アセスメントを適宜見直すなど対応が十分ではなかった。

また、区役所は、継続的に本事例に関わる中で、一時保護などの対応も視野に入れてはいたが、今すぐに強制的な介入が必要な世帯ではないと判断し、父が養育者としての力を発揮できるように意識して対応していた。

ウ セイフティ・スケール

普段あまり活用されておらず、活用方法についての課題が見られた。

■提言

ア アセスメントシートの活用

アセスメントシートに基づいてリスクレベルの段階に応じた深刻さを正確に評価し、適切に運用する仕組み作りが必要である。

(ア) リスク評価の適切な運用

大阪市では、全市で統一したアセスメントシートを使用し評価を行っているが、リスク項目のチェックは、リスク評価の前提事実となるため、客観的に付けることを周

知されたい。その上で、虐待対応に長く携わってきた担当者とそうではない担当者とでの経験値の差によるばらつきが出ないように、研修の機会を活用し、具体的なケースを用いてどのようにチェックするのか話し合うことが有効と考えられるため、こうした研修を導入されることが望ましい。

(イ) チェック項目の再検討

虐待リスクとして、養育者の性格・行動の特性は看過できるものではないが、現在のツールでは本事例の状況を正確に評価できるものとはなっていない。ツールが十分に機能するような、例えばこどもの項目にはあるが養育者の項目にはない自殺企図やDV加害等、過去の状況を項目に追加するなど見直しが必要である。アセスメントツールにおいては、国が上記内容を始め全国の自治体の声を踏まえて検討し、バージョンアップを図っていただきたい、大阪市からも国に対して求められたい。また、改訂に期間を要するようであれば、大阪市において対処可能などころから、順次整理、修正を実施されたい。

イ アセスメント評価の見直し

虐待対応では、本事例のように担当者として長く支援的に関わっていると、落ち着いているから大丈夫、緊急性を感じられないといった正常性バイアスが働くことがある。そのことに留意し、逆のバイアスとして虐待が起こりうる可能性について意識するとともに、こどものリスクの程度を客観的に評価することが重要であるため、アセスメントツールを適切に活用し、適宜評価を見直す必要がある。

ウ セイフティ・スケール

セイフティ・スケールは、重症度や支援の必要性を統一的に評価するためのものではなく、良好な状況や問題解決へ進む過程を考える際、スケーリング・クエスチョン(*)を用いて数値化し、解決に向けた取り組みを検討する際に活用するためのものとなっている。具体的には、支援者の専門性や経験、所属機関の方針によってケースの状態像の捉え方が異なり、数値も違うため、支援者同士で数値の違いや背景について話し合い、ケースの状況を多面的に捉え、支援の視点を広げることを目的としている。しかし、現行の記載内容では、担当者に危険度や安全性を評価するためのチェックリストと誤解を与えかねないことから、目的に沿う対応が適切に行われるよう記載内容を見直し、活用方法について周知すべきである。

*ソリューション・フォーカスト・アプローチ（解決思考の面接技法）で用いられる質問法

(3) 養育者の特性（DV・精神疾患）を踏まえた家族支援とこどもの安全の確保

□問題点・課題

当該家庭における当初のリスクは「父から母へのDVの疑い」という心理的虐待であった。しかし、母と別れて父子家庭となったことで、DVが生じる環境ではなくなったと判断され、虐待のリスクも解消されたとみなされたことから、DVの加害者である父と本児

と一緒に生活することへの評価が十分に行われなかった。また、アセスメントシートの「養育者の性格・行動」欄に適切にチェックがつけられていないことから、DV加害者である父の性格や行動がこどもに向けられる危険性が十分に評価されていなかったとも言える。

父子関係の良好さと父の本児への愛情を感じる言動があったことから、こ相や区役所、当該保育所も、いずれも父に寄り添い、本児の気持ちや状況を適宜確認しながら、父が養育者として力を発揮できるように意識して対応することに努めて支援していた。しかし、こどもの成長に伴い父子の関係性に変化が生じ、関係が悪化しいずれ養育の限界を迎える可能性がありうることも意識した、将来的な見通しを考慮した議論がなされていなかった。

■提言

面前DV（心理的虐待）の事案では、DVの加害者と被害者が別居した場合には、外形上はDVが発生することはなくなるため、虐待環境は解消されたと評価しがちである。しかし、DV加害者のもとにこどもが残った事案においては、こどもに対する直接的な加害がなかったとしても、DVが行われている間にこどもがその環境から心に傷を受けていた可能性があることに留意する必要がある。加えて、DV加害者の性格特性（衝動的、攻撃的、支配的など）から、それがこどもに向かう可能性もあることを十分意識しておく必要があり、そのアセスメントのために、過去のDV加害の形態や性格特性の現れ方を把握・評価し、関係機関で共有しておくことが重要である。

また、関係機関が連携して丁寧に支援しながら、こどもの安全確保に取り組むことは家族支援として非常に重要ではあるが、一方で、こどもの成長に伴う、父子関係の変化や父の病状の不安定さ、父自身の養育能力を踏まえると、いずれ父の育児負担感が増大することも想定し、一時保護も視野に入れた対応の見通しを検討しておくべきである。

(4)養育者に精神疾患がある場合の医療機関との連携

□問題点・課題

父には精神疾患があり、排泄の失敗や後片付けができないなど、他のこどもにできることが本児にはできないことに我慢ができなくなり、こどもの成長に伴う育児不安と精神疾患による体調不良が重なっていたと考えられる。

父の精神疾患の状況については、区役所は受診状況を定期的に把握はしていたが、医療機関と直接、病状や通院状況等の確認や協議を行っていなかった。また、父は病院に対しても激昂し、その都度、通院先を変更し後から自己嫌悪を感じて非常に落ち込むということがあったが、医療機関との連携が十分に行えておらず、父の心境や、父子関係の変化の把握、普段の生活状況に関して確認することができていなかった。

■提言

こどもが通院している医療機関との連携はとりやすいが、養育者が通院している医療機関との連携は、個人情報の観点から困難な場合が多い。しかしながら、精神疾患のある養育者の家庭を支援していくためには、要対協の調整機関である区役所が、養育者が通院し

ている医療機関と積極的に連携し情報共有を図ることが望ましい。区役所だけでは困難な場合は、こ相とも連携し、医療機関に協力を働きかける必要がある。

大阪市では令和3年3月に大阪府、堺市と共に精神科医療機関に対して児童虐待の未然防止・早期発見のために連携強化の呼びかけを行っているが、これまで以上に、医療機関への情報共有や連携の必要性の理解を促す必要がある。他自治体の検証報告でも示されているように、大阪市においても医療機関に対して定期的に積極的な周知を行い、連携強化すべきである。

また、支援者側の理解を促すために、精神疾患がある養育者が子育てを行う上で感じる困難な状況について理解を深められるような研修を行うことも検討されたい。

4 付言

本事例では、こ相の当日のホットライン及び日直の対応・連携に、特筆すべき問題点・課題は認められなかった。しかし、同時に複数が入電があった場合、すべての電話に対応できていない可能性があるため、これを機によりホットラインの機能向上に向けて改善を図っていただきたい。

(1) 体制強化

児童虐待ホットラインを設置し、24時間365日体制で相談・通告を受理している。専任の相談員がローテーションで勤務しており、時間帯により1～2名体制で電話に対応する中で、長時間電話がないこともある一方で、同時に複数が入電がありすべての電話に対応できていない可能性もあるとのことである。しかし、ホットライン設置の目的を踏まえると、すべての電話に対して適切かつ迅速に対応すべきことは当然であり、万が一、電話対応ができなかった事案が緊急かつ重大なものであった場合、取り返しのつかない結果を招くリスクがある。そのため、予算措置を講じ、特に対応が手薄になりやすい閉庁時間帯の体制強化を図り「電話対応できなかった」事案が生じる可能性はできる限り低減していただきたい。

(2) 警察との連携強化

育児等に疲弊して限界であることを伝えるために、死をほのめかす発言をする養育者には、その困難性に寄り添い支えることが多いと思われる。しかし、相談対応中に「心中」等の発言があり、その流れで切電となりこ相から連絡がつかなくなった場合など、職員が危機感を抱く状況となった場合には、こ相のみで連絡を取り続けるのではなく、速やかに警察への通報も視野に入れた対応を行う必要がある。

警察と連携し、通報すべき場面や基準をこ相内で周知されたい。

大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証第2部会運営規程

1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証するため、大阪市児童福祉審議会条例、及び同条例施行規則第2条、並びに運営要綱第2条に基づき、児童福祉審議会の下に、「児童虐待事例検証第2部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

2. 委員構成

部会の委員は、大阪市児童福祉審議会条例施行規則第2条の2に基づき、大阪市児童福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって大阪市児童福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

4. 検証等事項

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- (2) 部会が、児童虐待事例について検証する内容は次のとおりとする。
 - ① 事例の問題点と課題の整理
 - ② 取り組むべき課題と対策
 - ③ その他検証に必要な認められる事項

5. 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお、検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 部会は、本市から提出された情報を基に、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにすると共に発生原因の分析等を行う。
- (3) 部会は個人情報保護の観点から非公開とする。非公開とする理由は、検証を行うにあ

たり、部会では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報に基づき事実関係を確認する必要があるためである。

6. 報告

部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

7. 部会の開催

死亡事例等が発生した場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数例発生するような場合は、複数例をあわせて検証することもありうるものとする。

8. 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9. 庶務

部会の庶務は、大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課が処理する。

附則

この規程は、令和3年8月27日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

大阪市児童福祉審議会 児童虐待事例検証第2部会 委員名簿

氏名	役職等	備考
山内 稔	もと大阪国際大学短期大学部保育学科 教授	部会長
井出 浩	浅野神経内科クリニック 医師	
西村 英一郎	弁護士	
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授	
森 丈弓	甲南女子大学人間科学部心理学科 教授	

大阪市児童福祉審議会 児童虐待事例検証第2部会 審議経過

令和7年2月7日（令和6年度第1回）

- ・事例の概要報告、関係機関の関与状況についてヒアリング

令和7年4月18日（令和7年度第1回）

- ・関係機関の関与状況についてヒアリング、検証協議(事実関係の整理・事例の分析)

令和7年6月12日（令和7年度第2回）

- ・関係機関の関与状況についてヒアリング、検証協議(事実関係の整理・事例の分析)

令和7年8月6日（令和7年度第3回）

- ・報告書作成に向けてまとめ

令和8年2月27日 報告書提出